

広島県告示第六百七十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第四項において準用する生活保護法第五十条の二の規定によって、次の指定介護機関から居宅介護事業等を廃止した旨の届出があった。

平成二十三年七月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

事業者の 名称	主たる事務所 の所在地	事業所の 名称	事業所の 所在地	廃止年月日
サンキ・ウエル ビー株式会社	広島市西区商工セン ター六丁目一番一 号	サンキ・ウエル ビー介護セン ター呉	呉市広古新開一丁目 一〇番五四号	平成二十三年三 月十七日
社団法人広島県 看護協会	広島市中区広瀬北町 九番二号	広島県看護協会 訪問看護ステー ション「そよか ぜ」	呉市広本町一丁目七 番四〇号	平成二十二年一 二月六日
社団法人広島県 看護協会	広島市中区広瀬北町 九番二号	広島県看護協会 療養通所介護事 業所「そよかぜ	呉市広本町一丁目七 番四〇号	平成二十二年一 二月六日
社団法人広島県 看護協会	広島市中区広瀬北町 九番二号	広島県看護協会 居宅介護支援事 業所「そよかぜ	呉市広本町一丁目七 番四〇号	平成二十二年一 二月六日
オノミチメデイ シン有限公司	尾道市高須町一二八 八番地七	いなほ薬局	尾道市古浜町一四七 七番地一〇	平成二十三年四 月三〇日
社会福祉法人三 次市社会福祉協 議会	三次市十日市東三丁 目一四番一号	ホームヘルプセ ンターみよし	三次市十日市東三丁 目一四番一号	平成二十三年四 月一日
有限会社サンレ イ介護研究所	廿日市市串戸二丁目 一六番一七号	廿日市デイサー ビスさんれい	廿日市市串戸二丁目 三番一五号	平成二十三年三 月一日